

# 資料

平成26年3月3日開催  
第2回美瑛町議会定例会資料

## ○条例の制定

議案第 1号 美瑛町民有林環境保全基金条例の制定について ----- 1

## ○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について ----- 2

議案第 3号 美瑛町営採草放牧場に関する条例の一部改正について ----- 3~ 5

議案第 4号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について ----- 6

議案第 5号 美瑛町社会教育委員条例の一部改正について ----- 7

議案第 6号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ----- 8

議案第 7号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について ----- 9

## ○規約の変更

議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について ----- 10

議案第27号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について ----- 11

議案第28号 大雪地区広域連合理約の変更について ----- 12~14

## 美瑛町民有林環境保全基金条例の制定について

### 1 条例制定の趣旨

本町の民有林は、水源の涵養や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の発揮のみならず、丘のまちびえいの景観の形成や自然環境の保全などの役割を担っています。

近年、民有林において伐期齢を迎えた森林が増加しており、無秩序な開発・伐採が進んだ場合、丘のまちびえいの景観や自然環境への影響が懸念されています。このことから、町民共通の財産である豊かな森林を守り、次世代へ引き継ぐため、町有林として取得することを趣旨として基金条例を制定するものです。

### 2 条例の概要

#### (1) 第1条（設置）

基金の設置の目的を規定。

#### (2) 第2条（積立）

基金に積み立てる額を、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることを規定。

#### (3) 第3条（管理）

基金に属する現金の管理方法を規定。

#### (4) 第4条（繰替運用等）

基金に属する現金の歳計現金への繰替運用や、一般会計の歳入歳出予算に定めるところによる歳入への繰入運用について規定。

#### (5) 第5条（運用益金の処理）

基金の運用から生じる収益を一般会計歳入歳出予算に計上し、本基金に編入することについて規定。

#### (6) 第6条（処分）

基金の処分について規定。

#### (7) 第7条（委任）

基金の管理委任について規定。

#### (8) 附則

施行期日を公布の日から施行することを規定。

### 3 事業の効果

町有林化によって、森林の無秩序化の防止を図ることにより、森林の環境保全が推進され、公益的機能が発揮されます。

新		旧	
第1条～第17条 【略】		第1条～第17条 【略】	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
1 体験交流施設 【略】		1 体験交流施設 【略】	
2 宿泊施設		2 宿泊施設	
宿 泊 料	1人当り1泊12,000円を超えない額とし、別に定める額とする。	宿 泊 料	1人当り1泊9,000円を超えない額とし、別に定める額とする。
飲 食 料	別に定める額とする。	飲 食 料	別に定める額とする。
3 物産販売施設 【略】		3 物産販売施設 【略】	

新	旧															
<p>美瑛町営採草地 に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美瑛町における農業経営の安定及び畜産振興に資するために設置する採草地 の管理並びに運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(施設の位置、名称 及び規模)</p> <p>第2条 この条例に規定する美瑛町営採草地 (以下「町営採草地」という。)の位置、名称 及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美瑛町字美沢川向</td> <td style="text-align: center;">美瑛町営美沢採草地</td> <td style="text-align: center;">20.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第3条 町営採草地の使用期間は、毎年5月1日から10月31日までとする。ただし、町長は、草生の状況により当該 採草の期間を変更することができる。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第4条 農業者の組織する団体(町内に所在する農業協同組合、農業生産法人及び畜産農業者の組織する団体で町長が認めたもの)で町営採草地を使用しようとする者は、町長に申請しなければならない。</p>	位置	名称	規模	美瑛町字美沢川向	美瑛町営美沢採草地	20.8ヘクタール	<p>美瑛町営採草放牧場に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美瑛町における農業経営の安定及び畜産振興に資するために設置する採草放牧場の管理並びに運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(施設の位置、名称、種類及び規模)</p> <p>第2条 この条例に規定する美瑛町営採草放牧場(以下「町営牧場」という。)の位置、名称、種類及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">種類 規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美瑛町字村山</td> <td style="text-align: center;">美瑛町営村山牧場</td> <td style="text-align: center;">放牧場 12.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美瑛町字美沢川向</td> <td style="text-align: center;">美瑛町営美沢採草地</td> <td style="text-align: center;">採草地 20.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第3条 町営牧場 の使用期間は、毎年5月1日から10月31日までとする。ただし、町長は、草生の状況により当該放牧又は採草の期間を変更することができる。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第4条 農業者の組織する団体(町内に所在する農業協同組合、農業生産法人及び畜産農業者の組織する団体で町長が認めたもの)で町営牧場 を使用しようとする者は、町長に申請しなければならない。</p>	位置	名称	種類 規模	美瑛町字村山	美瑛町営村山牧場	放牧場 12.4ヘクタール	美瑛町字美沢川向	美瑛町営美沢採草地	採草地 20.8ヘクタール
位置	名称	規模														
美瑛町字美沢川向	美瑛町営美沢採草地	20.8ヘクタール														
位置	名称	種類 規模														
美瑛町字村山	美瑛町営村山牧場	放牧場 12.4ヘクタール														
美瑛町字美沢川向	美瑛町営美沢採草地	採草地 20.8ヘクタール														

新	旧
<p>2 【略】 (使用料)</p> <p>第5条 <u>町営採草地</u>の使用料は、 _____ 1ヘクタール当たり20,260円とし、11月30日までに町長が発行する納付書により納入しなければならない。</p> <p>2 <u>町営採草地</u>の使用料を納期限までに納付しないときは、納付すべき金額に、遅延損害金を加算して納付しなければならない。遅延損害金の算定は、美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）第19条及び第20条並びに附則第3条の2の規定を適用する。</p> <p>3 【略】 (転貸の禁止)</p> <p>第6条 【略】 (維持管理)</p> <p>第7条 <u>町営採草地</u>の使用許可を受けた者は、別に定める基準に従い良好な維持管理に努めなければならない。</p> <p>(事故補償)</p> <p>第8条 <u>町営採草地</u>の使用期間中においては、 _____災害等の事故による損害若しくは<u>町営採草地</u>における事故一切の責は、使用者が負うものとする。</p>	<p>2 【略】 (使用料)</p> <p>第5条 <u>町営牧場</u>の使用料は、<u>美瑛町営村山牧場</u>にあつては1ヘクタール当たり12,600円、<u>美瑛町営美沢採草地</u>にあつては1ヘクタール当たり20,260円とし、11月30日までに町長が発行する納付書により納入しなければならない。</p> <p>2 <u>町営牧場</u>の使用料を納期限までに納付しないときは、納付すべき金額に、遅延損害金を加算して納付しなければならない。遅延損害金の算定は、美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）第19条及び第20条並びに附則第3条の2の規定を適用する。</p> <p>3 【略】 (転貸の禁止)</p> <p>第6条 【略】 (維持管理)</p> <p>第7条 <u>町営牧場</u>の使用許可を受けた者は、別に定める基準に従い良好な維持管理に努めなければならない。</p> <p>(事故補償)</p> <p>第8条 <u>町営牧場</u>の使用期間中においては、<u>入牧中の牛の失踪、盗難、疾病又は災害等の事故</u>による損害若しくは<u>町営牧場</u>における事故の一切の責は、使用者が負うものとする。</p>

新	旧
<p>(指示及び違反に対する措置)</p> <p>第9条 町長は、<u>町営採草地</u>の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該使用者に対し必要な指示をし若しくは使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、その使用許可を取り消し、かつ、当該違反の事実を知った日から1年以内の期間<u>町営採草地</u>の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 第4条の使用許可を受けないで使用した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく第7条及び前項の指示に従わない者</p> <p>(施行規定)</p> <p>第10条 【略】</p>	<p>(指示及び違反に対する措置)</p> <p>第9条 町長は、<u>放牧した牛が疾病その他の理由によって町営牧場</u>の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該使用者に対し必要な指示をし若しくは使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、その使用許可を取り消し、かつ、当該違反の事実を知った日から1年以内の期間<u>町営牧場</u>の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 第4条の使用許可を受けないで使用した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく第7条及び前項の指示に従わない者</p> <p>(施行規定)</p> <p>第10条 【略】</p>

新		旧	
第1条～第3条 【略】 別表第1 (第2条関係)		第1条～第3条 【略】 別表第1 (第2条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町字美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町字美馬牛南2丁目2番58号
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内
美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日	美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2	美瑛町立旭小学校	美瑛町字旭北星
美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2
		美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5

新	旧
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</u></p> <p><u>(委員の委嘱基準)</u></p> <p>第2条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。</u></p> <p><u>(定数)</u></p> <p>第3条 <u>委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(施行規定)</u></p> <p>第5条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第18条の規定により、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(社会教育委員の設置)</u></p> <p>第2条 <u>本町は、美瑛町社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(定数)</u></p> <p>第3条 <u>委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、美瑛町教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。</u></p> <p><u>(施行規定)</u></p> <p>第5条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>



新	旧
<p>第1条～第3条の2 【略】 (資本剰余金の処分)</p> <p>第3条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p>	<p>第1条～第3条の2 【略】 (資本剰余金の処分等)</p> <p>第3条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2 <u>資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価格をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価格とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</u></p>
<p>第4条～第7条 【略】</p>	<p>第4条～第7条 【略】</p>

新	旧
<p>第1条～第9条の2 【略】 (資本剰余金の処分)</p> <p>第9条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第9条の2 【略】 (資本剰余金の処分等)</p> <p>第9条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2 <u>資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</u></p>
<p>第10条～第19条 【略】</p>	<p>第10条～第19条 【略】</p>

新		旧	
第1条以下 【略】		第1条以下 【略】	
附 則 【略】		附 則 【略】	
別表		別表	
組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名		組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名	
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合	区 分	市町村及び市町村の一部事務組合
市～（空知）	【略】	市～（空知）	【略】
（上川）	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 _____ 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	（上川）	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 <u>上川中部消防組合</u> 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合
（留萌）～（オホーツク）	【略】	（留萌）～（オホーツク）	【略】
（胆振）	_____西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	（胆振）	<u>伊達・壮瞥学校給食組合</u> 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合
以下 【略】		以下 【略】	

新	旧																																								
<p>第1条以下 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表</p> <table border="0"> <tr> <td>鷹 栖 町</td> <td>東 神 楽 町</td> <td>当 麻 町</td> <td>比 布 町</td> </tr> <tr> <td>愛 別 町</td> <td>上 川 町</td> <td>東 川 町</td> <td>美 瑛 町</td> </tr> <tr> <td>上富良野町</td> <td>中富良野町</td> <td>南富良野町</td> <td>占 冠 村</td> </tr> <tr> <td>和 寒 町</td> <td>剣 淵 町</td> <td>下 川 町</td> <td>美 深 町</td> </tr> <tr> <td>音威子府村</td> <td>中 川 町</td> <td>幌 加 内 町</td> <td></td> </tr> </table> <p>大雪浄化組合</p> <p>大雪消防組合</p> <hr/> <p>大雪清掃組合</p> <p>愛別町外3町塵芥処理組合</p> <p>大雪葬斎組合</p> <p>大雪地区広域連合</p> <p>富良野広域連合</p> <p>上川広域滞納整理機構</p>	鷹 栖 町	東 神 楽 町	当 麻 町	比 布 町	愛 別 町	上 川 町	東 川 町	美 瑛 町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占 冠 村	和 寒 町	剣 淵 町	下 川 町	美 深 町	音威子府村	中 川 町	幌 加 内 町		<p>第1条以下 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表</p> <table border="0"> <tr> <td>鷹 栖 町</td> <td>東 神 楽 町</td> <td>当 麻 町</td> <td>比 布 町</td> </tr> <tr> <td>愛 別 町</td> <td>上 川 町</td> <td>東 川 町</td> <td>美 瑛 町</td> </tr> <tr> <td>上富良野町</td> <td>中富良野町</td> <td>南富良野町</td> <td>占 冠 村</td> </tr> <tr> <td>和 寒 町</td> <td>剣 淵 町</td> <td>下 川 町</td> <td>美 深 町</td> </tr> <tr> <td>音威子府村</td> <td>中 川 町</td> <td>幌 加 内 町</td> <td></td> </tr> </table> <p>大雪浄化組合</p> <p>大雪消防組合</p> <p><u>上川中部消防組合</u></p> <p>大雪清掃組合</p> <p>愛別町外3町塵芥処理組合</p> <p>大雪葬斎組合</p> <p>大雪地区広域連合</p> <p>富良野広域連合</p> <p>上川広域滞納整理機構</p>	鷹 栖 町	東 神 楽 町	当 麻 町	比 布 町	愛 別 町	上 川 町	東 川 町	美 瑛 町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占 冠 村	和 寒 町	剣 淵 町	下 川 町	美 深 町	音威子府村	中 川 町	幌 加 内 町	
鷹 栖 町	東 神 楽 町	当 麻 町	比 布 町																																						
愛 別 町	上 川 町	東 川 町	美 瑛 町																																						
上富良野町	中富良野町	南富良野町	占 冠 村																																						
和 寒 町	剣 淵 町	下 川 町	美 深 町																																						
音威子府村	中 川 町	幌 加 内 町																																							
鷹 栖 町	東 神 楽 町	当 麻 町	比 布 町																																						
愛 別 町	上 川 町	東 川 町	美 瑛 町																																						
上富良野町	中富良野町	南富良野町	占 冠 村																																						
和 寒 町	剣 淵 町	下 川 町	美 深 町																																						
音威子府村	中 川 町	幌 加 内 町																																							

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護保険事業に関する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(3) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児等医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務</p> <p>(4) 関係町がそれぞれ実施する<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)の規定に基づく<u>障害支援区分</u>の審査判定に関する事務</p> <p>(5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 広域化の調査研究に関すること。 (広域連合の作成する広域計画の項目)</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護保険事業に関する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(3) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児等医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務</p> <p>(4) 関係町がそれぞれ実施する<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)の<u>規定に基づく障害程度区分</u>の審査判定に関する事務</p> <p>(5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 広域化の調査研究に関すること。 (広域連合の作成する広域計画の項目)</p>

新	旧
<p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。）は、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく介護保険事業に関する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）</p> <p>(3) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児等医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務</p> <p>(4) 関係町がそれぞれ実施する障害者総合支援法 _____の規定に基づく障害支援区分の審査判定に関する事務</p> <p>(5) 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 広域化の調査研究に関すること。</p> <p>第6条～第19条 【略】</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 第4条の広域連合で処理する事務関係</p> <p>(1)・(2) 【略】</p>	<p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。）は、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく介護保険事業に関する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）</p> <p>(3) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児等医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務</p> <p>(4) 関係町がそれぞれ実施する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害程度区分の審査判定に関する事務</p> <p>(5) 高齢者医療確保法の規定に基づく後期高齢者医療制度の事務のうち、別表第1に定める事務</p> <p>(6) 広域化の調査研究に関すること。</p> <p>第6条～第19条 【略】</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 第4条の広域連合で処理する事務関係</p> <p>(1)・(2) 【略】</p>

新	旧																																																				
<p>(3) <u>障害者総合支援法</u>に要する経費（第4条第4号関係）</p> <p><u>障害支援区分審査会</u>の設置運営に要する経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均</td> <td>等</td> <td>割</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>障</td> <td>害</td> <td>者</td> <td>人</td> <td>口</td> <td>割</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>障</td> <td>害</td> <td>支</td> <td>援</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>審</td> <td>査</td> <td>件</td> <td>数</td> <td>割</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 【略】</p> <p>3・4 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 人口割は、前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口による。</p> <p>2 高齢者人口割は、前年度の10月1日現在の高齢者人口による。</p> <p>3 介護認定審査件数割は、前々年度の実績による。</p> <p>4 国民健康保険被保険者割は、前々年度の年間平均被保険者の数値による。</p> <p>5 障害者人口割は、前々年度の実績による。</p> <p>6 <u>障害支援区分審査件数割</u>は、前々年度の実績による。</p> <p>7 後期高齢者医療被保険者割は、前々年度の後期高齢者医療の年間平均被保険者の数値による。</p>	項	目	負担割合	均	等	割	30%	障	害	者	人	口	割	35%	障	害	支	援	区	分	審	査	件	数	割	35%	<p>(3) <u>障害者自立支援法</u>に要する経費（第4条第4号関係）</p> <p><u>障害程度区分審査会</u>の設置運営に要する経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均</td> <td>等</td> <td>割</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>障</td> <td>害</td> <td>者</td> <td>人</td> <td>口</td> <td>割</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>障</td> <td>害</td> <td>程</td> <td>度</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>審</td> <td>査</td> <td>件</td> <td>数</td> <td>割</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 【略】</p> <p>3・4 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 人口割は、前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口による。</p> <p>2 高齢者人口割は、前年度の10月1日現在の高齢者人口による。</p> <p>3 介護認定審査件数割は、前々年度の実績による。</p> <p>4 国民健康保険被保険者割は、前々年度の年間平均被保険者の数値による。</p> <p>5 障害者人口割は、前々年度の実績による。</p> <p>6 <u>障害程度区分審査件数割</u>は、前々年度の実績による。</p> <p>7 後期高齢者医療被保険者割は、前々年度の後期高齢者医療の年間平均被保険者の数値による。</p>	項	目	負担割合	均	等	割	30%	障	害	者	人	口	割	35%	障	害	程	度	区	分	審	査	件	数	割	35%
項	目	負担割合																																																			
均	等	割	30%																																																		
障	害	者	人	口	割	35%																																															
障	害	支	援	区	分	審	査	件	数	割	35%																																										
項	目	負担割合																																																			
均	等	割	30%																																																		
障	害	者	人	口	割	35%																																															
障	害	程	度	区	分	審	査	件	数	割	35%																																										